

○財務省告示第三百六十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年十月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十一月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十九回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）第二条

三 振替法の適用等 第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第六十二条第一項

四 発行方法 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札
払 過 行 争 非 者 特 国 発
込 利 入 価 ・ 別 債 行
み 子 率 札 格 第 参 市 及

(一) 年

○ 募 入 決 定 額 通 知 受 け 算 者
は 募 入 決 定 額 に 加 え 次 の 算 者
は 式 によ り 算 出 し た 額 を 第 二
式 によ り 算 出 す る 。
十 号 の 規 定 する 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4 \times 31}{100 \times 365}$$

(二)

に 係 る 所 得 税 が 振 替 泉 徴 収 の 利 子
に 係 る 所 得 税 又 は 振 替 口 座 簿 中 の
口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ 算 入
の 額 に つ い て は 前 記 の 算 式
に よ り 算 出 し た 額 を 該 算 式
金 額 に 算 入 し た 額 を 該 算 式
額 一 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
時 間 別 に お いて 取 得 する 非 居
住 者 又 は 外 国 人 等 による 算
入 額 に 関 する 法 律 第 九 十 一 条
に 基 づ き 算 入 する 額 を 算 入
し 出 金 した 額 を 算 入 する 額
は 算 入 する 額 を 算 入 する 額
控 除 する 額 を 算 入 する 額
と 算 入 する 額 を 算 入 する 額
期 平

た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限
平成二十三年十月二十一日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成二十八年九月二十日	平成二十八年九月二十日
					て、その日以前六月間に属する
					を、支払期とし、各支払期におい
					毎年三月二十日及び九月二十日
					後第二期
					の第二期
					利子
					以後